

令和 8 年度

社会福祉法人松葉福社会 こおり青空こども園 園児募集要項



いおりあおぞらこどもえん

【問い合わせ先】

- ・提出書類・保育料・利用調整等の制度に関すること

教育委員会 教育文化課 こども教育係

TEL 024-582-2403

- ・認定こども園の運営等に関すること

社会福祉法人松葉福社会

TEL 024-529-6387 担当：加藤

令和8年度 こおり青空こども園 入園児を募集します

◇申込期間 令和7年11月17日（月）～28日（金）

教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、保育の必要性の有無やお子さんの年齢等により以下の認定区分に認定され、それに基づき教育・保育を行います。

認定区分

認定こども園の利用を希望する保護者は、教育・保育給付認定の申請をして、桑折町から認定を受ける必要があります。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
要件	満3歳以上で、教育を希望する場合【(※1)に非該当】	満3歳以上で(※1)に該当し、保育を希望する場合	満3歳未満で(※1)に該当し、保育を希望する場合

(※1) 以下の「保育を必要とする事由」

保育を必要とする事由

【2・3号認定を受ける要件】

保護者及び世帯員・同居人全員が次の「保育が必要な事由」に該当する乳幼児です。

- ①就労：1か月に48時間以上、家庭外で仕事をしている場合、または家庭で日常の家事以外の仕事をしている場合
- ②母親の出産等：妊娠中や出産後間もなく、兄妹の保育が困難な場合
- ③疾病等：病気や心身に障害を有している場合
- ④病人の介護：親族の常時看護・介護（要介護1以上）をしている場合
- ⑤家庭の災害：火災、地震その他の災害の復旧に当たっている場合
- ⑥求職活動をしている場合
- ⑦就学：学校に在学している、または職業訓練を受けている場合 ※週3日、1日4時間以上通学していること
- ⑧虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨育児休業中の継続利用：保護者が出産により、育児休業を取得した時に、既に保育を利用している子（兄・姉）が引き続き保育が必要であると認められる場合
- ⑩その他：①～⑨に類する状態にあると認められる場合

保育を利用できる期間（※２）

認定要件	保育期間
①	当該年度の３月３１日まで※ただし就労期間が年度途中で終了する場合はその日まで
②	産前８週間。産後は出産日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
⑥	90日を限度（年度内１回のみ）
⑦	卒業（修了）する日まで
⑨	出産した子（弟・妹）が１歳になる前の月
③ ④ ⑤ ⑧ ⑩	保育が必要と認められる期間

（※２）２号認定児は、上記の期間を超えた後は認定区分を変更し１号認定として在園することが可能

申込みについて

対 象：◆桑折町に住民登録をしている０歳（生後２か月を過ぎる者）～２歳児（当該年次４月１日までに２歳になっている者）で保護者及び世帯員全員（※２）が保育を必要とする事由に該当する乳幼児 →３歳未満児

（※２）世帯員全員：70歳以上の祖父母や18歳以下の学生（高校生まで）、児童は必要ありません

◆桑折町に住民登録をしている令和２年４月２日～令和５年４月１日生まれの幼児
→３歳以上児

３歳児：令和４年４月２日～令和５年４月１生まれ

４歳児：令和３年４月２日～令和４年４月１生まれ

５歳児：令和２年４月２日～令和３年４月１生まれ

募集人員：◆３歳未満児（令和７年１０月現在）

０歳児：23名

１歳児：23名

２歳児：12名

◆３歳以上児（令和７年１０月現在）

３歳児：25名（うち１号認定：5名・２号認定：20名）

４歳児：0名

５歳児：18名（うち１号認定：5名・２号認定：13名）

受付期間：令和７年１１月１７日（月）～２８日（金）

受付場所：桑折町役場（教育文化課 ３階）、こおり青空こども園、醸芳幼稚園

受付時間：桑折町役場 ８：３０～１７：００

こおり青空こども園 ９：００～１７：００

醸芳幼稚園 ８：３０～１６：３０

（土・日・祝日は除く）

提出書類：【○】は、提出必須書類。【△】は、状況により異なる。【×】は、提出不要。

	1号認定 (満3歳以上) (※3)	2号認定 (満3歳以上)	3号認定 (満3歳未満)
教育・保育給付認定申請書 兼現況届	○	○	○
保育施設利用申込書 兼家庭状況調	×	○	○
保育を必要とする事由を 証明する書類 (※4)	×	○	○

(※3) 預かり保育(新2号認定)を希望する場合は、下記の書類を追加で提出願います。

『施設等利用給付認定申請書・現況届』、『保育を必要とする事由を証明する書類』

(※4) 別紙【認定こども園の入園を検討している皆様へ】を確認の上、ご提出ください。

教育・保育時間

◎基本教育・保育時間

- ・1号認定：月～金曜日 9時00分～13時00分(8時30分から登園可能)
- ・2号、3号認定(保育標準時間)：月～土曜日 7時00分～18時00分
- ・2号、3号認定(保育短時間)：月～土曜日 8時30分～16時30分

◎延長保育時間

- ・2号、3号認定(保育標準時間)：18時01分～19時00分
- ・2号、3号認定(保育短時間)：7時00分～8時29分、16時31分～19時00分

◎預かり保育時間

- ・1号認定：月～金曜日 7時00分～8時29分、13時01分～19時00分
土曜日、長期休暇期間 7時00分～19時00分

慣らし保育

新入園児は、集団生活や慣れない環境の変化により体調を崩しやすくなります。

スムーズに集団生活になじめるよう10日前後の短時間の慣らし保育を行います。

慣らし保育は、入園してからの実施となります。

保育料

- ・保育料については、別紙【認定こども園の入園を検討している皆様へ】をご確認ください。

その他

- ・認定こども園の運営等の詳細については、別紙【入園のしおり】をご覧ください。